○熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例

昭和54年９月20日
条例第21号
改正　昭和59年12月８日条例第16号
平成６年９月16日条例第18号
平成７年３月17日条例第11号
平成12年３月14日条例第７号
平成13年３月19日条例第11号
平成13年６月19日条例第18号
平成14年９月18日条例第16号
平成18年３月15日条例第７号
平成18年９月19日条例第23号
平成20年３月18日条例第５号
平成24年６月13日条例第12号
平成26年９月10日条例第13号
令和元年６月12日条例第７号

（目的）

第１条　この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と、生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1)　健康保険法（大正11年法律第70号）

(2)　船員保険法（昭和14年法律第73号）

(3)　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

(4)　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(5)　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（受給資格者）

第３条　この条例により、支給する医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、熊野町の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者（同法第116条の２に規

定する病院、その他の施設への入院、入所等により、熊野町を転出する者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であるもののうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　次に掲げるいずれかに該当する者

ア　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第６条第１項に規定する配偶者のない女子で、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある同条第２項に規定する児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養している者

イ　アに準ずる女子と町長が別に定めた者

ウ　配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない男子で対象児童を現に扶養している者

エ　ウに準ずる男子と町長が別に定めた者

(2)　前号に掲げる者（以下「配偶者のない者」という。）に現に扶養されている対象児童

(3)　法附則第３条第１項に規定する父母のない児童のうち対象児童

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者としない。

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2)　対象児童、その対象児童を現に扶養している配偶者のない者又はその対象児童と生計を一にする民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に規定する扶養義務者に前年分の所得税（１月から７月までの間に受けた医療については、前々年分の所得税とする。）が課せられているとき。この場合において、扶養義務者にかかる所得税の算定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）の規定による改正前の所得税法の規定によるものとする。ただし、震災、風水害、火災、落雷、その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると町長が認めた者は、この限りでない。

(3)　国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の２に規定する施設への入所措置により、熊野町に住所を有することとなった者

(4)　高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者で、同法第55条に規定する病院等への入院若しくは入所により、熊野町の区域内に住所を有することとなった者

（受給者証）

第４条　ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格について町長の認定を受けなければならない。

２　町長は、前項の規定による認定をしたときは、ひとり親家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

３　受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、健康保険法第63条第３項第１号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第１項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提出しなければならない。

（支給の額）

第５条　ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を支給する。

(1)　国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額

(2)　入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額

(3)　第６条の規定による一部負担金相当額

２　前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（一部負担金）

第６条　受給者は、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下において同じ。）ごとに１日につき500円（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第３項において同じ。）を一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保

険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

２　受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払いを、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行ったときは、前項の規定にかかわらず、前項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関において医療を受ける際、支払うことを要しない。

(1)　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合　14回

(2)　前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合　４回

３　受給者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに１日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払いを４回行ったときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

（支給の方法）

第７条　ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者の申請に基づいて行う。

２　前項の規定にかかわらず、受給者が保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けた場合において、当該保険医療機関等からひとり親家庭等医療費の請求があったときは、町長は受給者に支払うべき額の限度において、受給者が当該保険医療機関に支払うべき費用を受給者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

３　前項の規定による支払いがあったときは、受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

（届出の義務）

第８条　受給者は、住所、氏名その他町長が別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又はひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは速やかに町長に届け出なければならない。

（ひとり親家庭等医療費の支給の制限等）

第９条　町長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらのうち、ひとり親家庭等医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において、ひとり親家庭等医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付したひとり親家庭等医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第10条　町長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（受給権の譲渡禁止）

第11条　ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は譲渡し、担保に供することはできない。

（報告等）

第12条　町長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し、必要があると認めるときは受給者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

（委任）

第13条　この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この条例は、昭和54年10月１日から施行する。

附　則（昭和59年12月８日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月１日から適用する。

附　則（平成６年９月16日条例第18号）

この条例は、平成６年10月１日から施行する。

附　則（平成７年３月17日条例第11号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月14日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年３月19日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、第３条の規定による改正後の熊野町母子家庭医療費支給条例の規定及び第４条の規定による改正後の乳幼児医療費支給条例の規定は、平成13年１月１日から適用する。

附　則（平成13年６月19日条例第18号）

この条例は、平成13年８月１日から施行する。

附　則（平成14年９月18日条例第16号）

（施行期日）

１　この条例は、平成14年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の老人医療費助成条例及び重度心身障害者医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月15日条例第７号）

1　この条例は、平成18年８月１日から施行する。

2　この条例による改正後の熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年熊野町条例第21号）第５条及び第６条の規定は、平成18年８月１日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

3　平成18年８月１日から平成20年７月31日までの間における改正後の第６条の規定の適用については、同条中「500円」とあるのは「250円」と読み替えるものとする。

附　則（平成18年９月19日条例第23号）

1　この条例は、平成18年10月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の〔中略〕熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月18日条例第５号抄）

1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の重度心身障害者医療費支給条例、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例及び老人医療費助成条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の日から平成20年７月31日までの間、改正後の重度心身障害者医療費支給条例第３条及び熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例第３条の規定の適用については、平成20年３月31日において同条例に基づく規則の規定により熊野町から同条例による医療費の支給を受けることができることを証する書面（次項において「受給者証」という。）の交付を受けている者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者であって、同法第116条の２に規定する病院等への入院、入所等により、熊野町の区域外に住所を有する者に限る。）であって、この条例の施行の日以後高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者となった者は、国民健康保険法の被保険者とみなす。

附　則（平成24年６月13日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年９月10日条例第13号）

この条例は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（令和元年６月12日条例第７号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、平成30年８月24日から適用する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例及び重度心身障害者医療費支給条例の規定は、平成30年度分の医療費の支給から適用する。

○熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

平成７年６月15日
規則第16号
改正　平成14年10月11日規則第16号
平成18年３月16日規則第２号
平成27年12月25日規則第20号

（目的）

第１条　この規則は、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年熊野町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

（受給資格の認定）

第３条　条例第４条第１項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給者資格認定申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1)　条例第３条第２項第２号の規定によって所得要件を付されている者に前年分の所得税（１月から７月までの申請の場合は、前々年分の所得税とする。）が、課されていないことを証する書類

(2)　その他、町長が必要と認めた書類

２　前項の申請には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証若しくは組合員証を提示しなければならない。

（登録及び受給者証）

第４条　町長は、条例第４条の規定により受給資格があると認定したときは、当該申請者の登録を行い、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第２号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の更新申請等）

第５条　受給者は、毎年６月１日から同月30日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給者証更新申請書（様式第３号）に条例第３条第２項第２号の規定によって所得要件を付されている

者に前年分の所得税が課されていないことを証する書類及び受給者証を添えて、町長に提出して受給者証の更新を申請しなければならない。

２　前項の申請には、第３条第２項の規定を準用する。

（受給者証の再交付申請）

第６条　受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（様式第４号）を町長に提出して、その再交付を申請することができる。

２　受給者証を破り、又は汚した場合、前項の申請書に、その受給者証を添えなければならない。

（ひとり親家庭等医療費の申請）

第７条　条例第７条第１項の規定によるひとり親家庭等医療費の申請は、ひとり親家庭等医療費支給申請書（様式第５号）によるものとする。

２　条例第７条第２項の規定により、保険医療機関等が町長に対して、ひとり親家庭等医療費の請求をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類によるものとする。

(1)　保険医療機関等（指定老人訪問看護事業者及び訪問看護事業者（以下「指定老人訪問看護事業者等」という。）を除く。）が　請求する場合　福祉医療費請求書（様式第６号）

(2)　指定老人訪問看護事業者等が請求する場合　福祉医療費請求書(老人訪問看護療養費又は訪問看護療養費）（様式第６号の２）

（氏名変更等の届出）

第８条　条例第８条の規定により、町長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　住所の変更

(2)　氏名の変更

(3)　条例第５条第１項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合の医療に関する給付内容の変更

(4)　被保険者証又は組合員証の記号番号の変更

（届出の様式）

第９条　条例第８条の規定による届出は、次に掲げる様式によるものとする。

(1)　前条各号のいずれかに該当したとき、ひとり親家庭等医療費受給者証記載事項等変更届（様式第７号）

(2)　条例第３条に規定する受給資格要件に該当しなくなったときひとり親家庭等医療受給者資格喪失届（様式第８号）

(3)　ひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたとき、第三者の行為による被害届（様式第９号）

（受給者証の返還）

第10条　受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに受給者証を返還しなければならない。

(1)　条例第３条に規定する受給資格要件に該当しなくなったとき

(2)　受給者証の有効期間が満了したとき

(3)　第６条の規定により、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したとき

（添付書類の省略）

第11条　町長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等について、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年10月11日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月16日規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、平成18年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成７年熊野町規則第16号）に規定する医療費の助成に係る規定は、平成18年８月１日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附　則（平成27年12月25日規則第20号）

この規則は、平成28年１月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

ひとり親家庭等医療費受給者資格認定申請書

年　　月　　日

様

住所
申請者
氏名　　㊞

次のとおり認定申請します。

	医療該当非該当の別	個人番号	氏　名	性別	生年月日	続柄	勤務先又は在学校名、学年	所得税の状況
世帯の状況	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税

申　請　事　由	
公的年金又は児童扶養手当受給状況	受けている（名称　　記号番号　　） 受けていない

	記号番号	保険者	所在地	附加給付の状況
加入保険				

受付年月日				受給資格	有　・　無	
登録番号				施行年月日		
有効期間	年　月　日　～　年　月　日					
決　裁						

様式第２号（第４条関係）

（表　　面）

ひとり親家庭等医療費受給者証								
公費負担者番号	9	2	3	4				
公費負担医療の受給者番号								
受給者	住所							
	氏名			生年月日			性別	
				年　月　日			男・女	
				年　月　日			男・女	
				年　月　日			男・女	
				年　月　日			男・女	
				年　月　日			男・女	
有効期間	年　月　日から 年　月　日まで							
発行機関名及び印								
交付年月日	年　月　日							

（裏　　面）

注　意　事　項

1　この証は、ひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる証です。大切に保持してください。

2　保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証、又は組合員証に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。

3　この証に記載してある事項に変更があった場合には、速やかに市町村長に届け出てください。

4　受給資格がなくなったとき、又はこの証の有効期限が切れたときはこの証を使用することができません。速やかに市町村長に返還してください。

5　この証が破れたり、汚れたり、又は亡失したときは、再交付申請をしてください。

6　この証は、県外の保険医療機関で診療を受ける場合は使用できません。

様式第３号（第５条関係）

ひとり親家庭等医療費受給者証更新申請書

年　　月　　日

様

住所
申請者
氏名　　㊞

次のとおり更新申請します。

	更新該当・非該当の別	個人番号	氏　名	性別	生年月日	続柄	勤務先又は在学校名、学年	所得税の状況
世帯の状況	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税
	該当・非該当							課税・非課税

該当事由	
公的年金又は児童扶養手当受給状況	受けている（名称　　記号番号　　） 受けていない

	記号番号	保険者	所在地	附加給付の状況
加入保険				

受付年月日		受給資格	有・無
登録番号		更新年月日	
有効期間	年　月　日　～　年　月　日		

決裁						

様式第４号（第６条関係）

ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書

年　　月　　日

様

申請者　住所
　　氏名　　㊞

ひとり親家庭等医療費受給者証を亡失／損失したので再交付を申請します。

受給者証記号、番号				有効期限	
本人	氏名			生年月日	
	住所				
加入医療保険の被保険者、組合員、世帯主	氏名				
	住所				
	加入保険	記号番号	保険者	所在地	附加給付の状況

受付年月日		受給資格	有・無	
登録番号		再発行年月日		
有効期間	年　月　日　～　年　月　日			
決裁				

様式第５号（第７条関係）

老人・重度障害者・乳幼児・ひとり親家庭等医療費支給申請書

（償還払分）

受給者	公費負担者番号		加入医療保険	被保険者氏名	
	公費負担医療の受給者番号			記号・番号	
	住所			名称	
	氏名	㊞		附加給付の有無・内容	有・無（　　）
	生年月日	年　月　日	医療機関等	所在地	
	申請額（支払金額）	円		名称（氏名）	
振替先	金融機関名・店舗名	銀行　　店		金融機関コード・店番	
	預金種別	1普通 2当座	口座番号	支払金額	千 百 十 万 千 百 十 円

上記のとおり申請します。

年　月　日　　住所

申請者

様　　氏名（ﾌﾘｶﾞﾅ）　　㊞

診療報酬領収証明書

年　月診療分　　氏名

	十万	万	千	百	十	一		
保険診療総医療費							円	医科・歯科・調剤・その他
公費負担額（結核・精神等）							円	入院・入院外
領収額							円	診療実日数　　日

年　月　日

上記のとおり証明します。

医療機関等　　所在地

名称

氏名　　㊞

ここから下は記入しないでください。

受付　・・					支出命令	支給台帳
決裁　・・					月　日	月　日

総医療費	保険給付額	公費負担額	支給決定額	負担区分	
円	円	円	円		老・障・乳・母

注

この申請書は、医療機関等で現金を支払った場合に使用するものです。

1　上段申請書欄は、申請者が記入してください。

2　中段診療報酬領収証明書欄は、医療機関等で記入してもらってください。なお、「保険給付が行われることを証明する書類」を添付するときは、記入の必要はありません。

3　公費負担分（結核・精神等）の適用がある場合は、公費負担額欄に再掲してください。

4

様式第６号（第７条関係）

医　科		歯科	調剤	入院	入院外
甲	乙				

福　祉　医　療　費　請　求　書

年　　月　　日

年　　月分の福祉医療費（乳幼児・重度障害者（老人保健一部負担金を含む。）・ひとり親家庭等）を下記のとおり請求します。

熊　野　町　長　様

医療機関コード

医療機関等の所在地及び名称

開　　設　　者　　氏　　名

㊞

公費負担者番号	3 4			受給者氏名	（男・女） 年　　月生
公費負担医療の受給者番号					
被保険者証記号番号	（記号） （番号）			保険種別	社　会　保　険
				保険者番号	
診療実日数 日			保険者負担割合	7割 8割 9割	10　老人保健一部負担金
保険診療	点	公費分点数①	点	請求額	円
総点数		結核精神		（老人保健一部負担金）	

長　　8

決定点数	※　　点	決定額	※　　円

（注）１　社保分のみに使用すること。

２　保険者負担割合の該当欄に必ず○印をすること。

３　調剤の場合、各欄の「点」は「円」と読みかえること。

様式第７号（第９条関係）

ひとり親家庭等医療費受給者証記載事項等変更届

年　　月　　日

様

住所
届出者
氏名　　印

次のとおり変更しました。

変更事由				
変更年月日				
変更事項	新		旧	
氏名 （個人番号）	（　　）		（　　）	
	（　　）		（　　）	
	（　　）		（　　）	
住所				
保険の状況	保険者		保険者	
	保険証記号 番号		保険証記号 番号	
	被保険者 氏名		被保険者 氏名	
	納付内容		納付内容	

様式第８号（第９条関係）

ひとり親家庭等医療受給者資格喪失届

年　　月　　日

様

届出者　住所
　　氏名　　㊞

次のとおり資格喪失したので、受給者証を添えて届けます。

資格喪失事由	１　　市（町村）から転出した。 ２　生活保護を受けた。 ３　老人医療費の受給対象者となった。 ４　児童福祉法により児童福祉施設に収容された。又は里親に養育されることになった。 ５　その他（　　）	
資格喪失年月日	年　　月　　日	
受給者証記号、番号氏名	記　　号	
	番　　号	
	氏　　名	

様式第９号（第９条関係）

第三者の行為による被害届

年　　月　　日

様

届出者　住所
　　氏名　　㊞

次のとおり届けます。

<table>
<tr><td>被害者</td><td>受給者番号</td><td></td><td>受給者名
（被害者名）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>加害者</td><td>住　　所</td><td></td><td>氏　　名</td><td></td><td>職業</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>加害者の使用者</td><td>住　　所</td><td></td><td>氏　　名</td><td></td><td>職業</td><td>電話</td></tr>
<tr><td colspan="2">負傷の日時及び場所</td><td colspan="5">年　　月　　日　午前
午後　　時　　分頃　　場所</td></tr>
<tr><td colspan="2">発病の原因又は負傷時の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">疾病又は負傷の程度</td><td></td><td>治ゆまでの見込み</td><td colspan="3">入　　院　　日
通　　院　　日
診療費総額　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">診療を受けた医師名</td><td>当　　初</td><td>住所</td><td colspan="2"></td><td>氏名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td>転医後</td><td>住所</td><td colspan="2"></td><td>氏名</td><td>電話</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車事故の場合</td><td colspan="2">自動車番号</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車損害賠償責任保険契約社</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>損害賠償に関する交渉の経過</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第６条関係）

様式第５号（第７条関係）

様式第６号（第７条関係）

様式第６号の２〔略〕

様式第７号（第９条関係）

様式第８号（第９条関係）

様式第９号（第９条関係）